（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部改正）

第二十二条　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七目　子の返還申立事件の審理等（第二十条―第三十三条）」を「第七目　子の返還申立事件の審理等（第二十条―第三十三条の二）」に改める。

第二条第一項第四号中「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号。以下「」及び「」という。）」を削り、同号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十九条の二において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条第二項の規定による書面

第二十三条中「第七十七条まで」を「第七十六条まで及び第七十七条前段」に改め、「、同規則第七十七条中「法廷」とあるのは「子の返還申立事件の手続の期日」と」を削る。

第一章第二節第一款第七目の次に次の一目を加える。

第八目　当事者に対する住所、氏名等の秘匿

（申立ての方式等に関する民事訴訟規則の準用・法第六十九条の二）

第三十三条の二　子の返還申立事件の手続における申立ての方式等については、民事訴訟規則第五十二条の九（第二号を除く。）、第五十二条の十第一項、第五十二条の十二第一項及び第五十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十三第一項中「又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された」とあるのは、「が記載された」と読み替えるものとする。

第四十二条第一項中「通話者及び通話先の場所の確認をしなければ」を「次に掲げる事項を確認しなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通話者

二　通話者の所在する場所の状況が当該方法によって手続を実施するために適切なものであること。

第四十二条第二項前段中「通話先の電話番号」を「同項第二号に掲げる事項」に改め、同項後段を削る。

第五十三条第一項中「第三十二条」を「第三十二条第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第六十六条中「（平成八年法律第百九号）」を削る。

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則の一部改正）

第二十三条　消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する規則（平成二十七年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条中「並びに第二十二条」を「、第二十二条、第三十条の二並びに第三十条の三」に改める。

（発信者情報開示命令事件手続規則の一部改正）

第二十四条　発信者情報開示命令事件手続規則（令和四年最高裁判所規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

（当事者に対する住所、氏名等の秘匿・法第十七条）

第九条　発信者情報開示命令事件に関する裁判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第七章の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の規定」と、同条第二項中「この規則」とあるのは「非訟事件手続規則」と読み替えるものとする。

2　発信者情報開示命令事件に対する非訟事件手続規則第二条の規定の適用については、同条第一項第二号中「非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号。以下「法」という。）第四十二条の二」とあるのは、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第十七条」とする。

3　発信者情報開示命令事件については、非訟事件手続規則第二章第八節の規定は、適用しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。以下この条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中民事訴訟規則第三十二条、第七十七条、第七十八条、第九十六条及び第百六十三条第一項の改正規定、第十四条の規定、第十八条中労働審判規則第三十七条の改正規定（「第七十七条」を「第七十七条前段」に改める部分に限る。）、第二十条中非訟事件手続規則第二十一条及び第五十条の改正規定、第二十一条中家事事件手続規則第三十三条及び第百二十六条第二項の改正規定並びに第二十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第二十三条及び第五十三条第一項の改正規定　改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

二　第一条中民事訴訟規則目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十条の二」に改める部分に限る。）及び同規則第一編第五章第一節中第三十一条の前に二条を加える改正規定、第三条の規定、第六条の規定、第七条中民事執行規則第十五条の二の改正規定、第八条中民事保全規則第六条の改正規定、第十条中民事再生規則第十一条の改正規定、第十二条中外国倒産処理手続の承認援助に関する規則第十二条の改正規定、第十三条中会社更生規則第十条の改正規定、第十六条の規定、第十七条中破産規則第十二条の改正規定並びに第二十三条の規定　改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

三　第十五条の規定　改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

（調書の記載等に関する経過措置）

第二条　この規則の施行前に行われた弁論準備手続の期日の調書については、第一条の規定による改正後の民事訴訟規則第八十八条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2　この規則の施行前に行われた書面による準備手続における協議の結果の記録については、第一条の規定による改正後の民事訴訟規則第九十一条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この規則の施行前に行われた非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第四十七条第一項の規定（他の法律において準用する場合を含む。）による非訟事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）の記録については、第二十条の規定による改正後の非訟事件手続規則第四十二条第二項（他の最高裁判所規則において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　この規則の施行前に行われた家事審判の手続の期日における手続の記録については、第二十一条の規定による改正後の家事事件手続規則第四十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5　この規則の施行前に行われた子の返還申立事件の手続の記録については、第二十二条の規定による改正後の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第四十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

最高裁判所長官　戸倉　三郎